

足寄町のオープンデータ推進に関するガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、足寄町情報公開条例の趣旨を踏まえ、町が保有する情報は町民共有の財産であるという認識の下、町が保有する信頼性の高い統計情報や地理空間情報等の公共データを二次利用可能で且つ機械判読可能な形式で公開し、民間の利活用を促進することにより、効率的な行政サービスや地域経済の活性化等の実現を目指すため、オープンデータ化の取組を進める基本的な考え方と方向性を示すものである。

※ オープンデータ：オープンデータとは、二次利用可能で且つ機械判読可能な公共データ

※ オープンデータ化：行政が保有する公共データを二次利用可能で且つ機械判読可能な形式で公開すること

2 意義

① 行政の透明性・信頼性の向上

町が保有する公共データをオープンデータ化することにより、政策や事業について機械判読（コンピュータ）等による横断的な分析・比較が可能となり、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

② 官民協働による公共サービスの実現

民間企業等によるオープンデータの利活用を促進することで、民間の活力やアイデアを活かした、官民協働による新たな公共サービスが提供される。

③ 経済の活性化・新事業の創出

複数の行政機関のオープンデータや民間の企業活動等から得られる膨大な情報（ビッグデータ）を組み合わせることにより、新しいサービス等が創出され、企業活動や消費者行動にイノベーションがもたらされる。

3 方向性

① 町が保有するデータは原則全て公開する。

② 特定のアプリケーションに依存しない機械判読可能なデータ形式で公開する。

③ 営利目的、非営利目的を問わず、制約なく二次利用を認める。

④ オープンデータの二次利用により生じた損害について、町はその責は負わない

4 進め方

① 公開するデータ

現在、ウェブサイトに掲載し公開・公表しているデータからオープンデータ化を進める。

また、特に民間におけるニーズの高いデータについては、その必要性や費用対効果を検討した上で、可能なものから速やかに公開する。

② データの形式

オープンデータ化するデータについては、それをコンピューターで機械的に読み取り、処理して二次利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。また、今後、新たに作成するデータについては、可能な限りオープンデータに適したデータ形式での公開を考慮し作成する。

さらに、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：XML、RDF等）での公開へと順次拡大していく。

なお、データ形式の変換作業等に多大なコスト・労力を要する場合は、当面、従来のデータ形式（Excel、PDF等）で公開することも可とする。

③ データの二次利用

・オープンデータの二次利用の考え方

著作物に含まれる場合を含め、単なる事実や数値データは、それ自体としては著作物とはならず、著作権の保護対象とはならないことから二次利用は制限されない。

町が著作権者である著作物については、町において利用条件を定めることができることから、原則として、出典を明らかにすることのほか、利用目的を問わず二次利用を認めることとする。

個別法の規定など、著作権以外の具体的かつ合理的な根拠がある場合は、オープンデータの二次利用を制限することができるが、制限する範囲は必要最小限に限定する。

町の著作物の中に第三者が著作権者である著作物が含まれる場合は、町において第三者から著作物の利用許諾を得ている場合を除き、二次利用を行う利用者の責任で第三者から利用許諾を得るものとする。

第三者がオープンデータを二次利用し、当該データの不備等により損害が生じた場合も、町は責任を負わないものとする。

・二次利用に関する表示

単なる事実や数値データは、著作権の保護対象とはならないことから、二次利用の制限がないことを明示する。

オープンデータの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを適用し、利用条件を明示する。

オープンデータの二次利用を制限する場合は、二次利用を制限する理由及び二次利用を制限する範囲を明確に表示する。

町の著作物の中に第三者が著作権者その他の権利（肖像権、パブリシティ権等）を有している箇所がある場合は、可能な限りその旨を明示する。

④ 公開の方法

オープンデータについては、どこにどのようなデータがあるのかを分かりやすく案内し、必要なデータを容易に取得することができるサイトを構築し、公開する。

サイトへの掲載にあたっては、各データの所管部局課から別記様式「オープンデータ登録申請書」により、総務課総務室情報管理に申請する。